

# ケアハウス 御殿場アドナイ館管理規程

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (目的)

この規程は、社会福祉法人十字の園が設置経営する（ケアハウス）御殿場アドナイ館（以下「施設」という。）の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正且つ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき、利用者の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

### 第 2 条 (管理運営方針)

施設の運営管理については、老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の自主性尊重を基本として、利用者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等処遇に万全を期することを基本方針とする。

### 第 3 条 (利用者の定員)

施設の利用者定員は 30 名とする。

### 第 4 条 (利用者の資格)

施設に入居できる者は、次の各号に該当する者とする。

- 1.年齢は 60 歳以上であること。ただし、夫婦の場合はいずれか一方が 60 歳以上であれば差し支えない。
- 2.身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であり、家族と同居できない者及び自炊等に困難不安のある者。
- 3.伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
- 4.介助を必要としないで、自力で日常生活を営むことができる者。
- 5.生活費に充てることのできる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が払える者。
- 6.確実な保証能力を有する身元保証人がたてられること。

### 第 5 条 (利用料等)

施設の利用料等の額は、国の定める基準に従って理事長が定めるものとする。

## 第 2 章 職員及び職務

### 第 6 条（職員の区分及び定数）

施設には次の職員をおく。

1.施設長	(1) 名
2.事務員	(1) 名
3.生活指導員	1 名
4.寮母	2 名
5.栄養士	(1) 名
6.調理員	(2) 名
計	3 (5) 名

### 第 7 条（職務）

- 1.施設長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括するものとする。
- 2.事務員は、施設会計・財産管理・庶務等の事務を行う。
- 3.生活指導員は、利用者の生活向上に必要な生活指導・相談・援助等に従事する。
- 4.寮母は、利用者の援助並びに清掃を行う。
- 5.栄養士は、利用者の給食献立・栄養管理・調理上の衛生指導及び調理員と連携し給食調理等の業務を行う。
- 6.調理員は、栄養士と連携し利用者の給食調理業務を行う。

## 第 3 章 入居及び退居

### 第 8 条（入居の申し込み）

- 1.施設への入居希望者は、利用申込書（様式 1）を提出しなければならない。
- 2.施設は入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、利用申込者名簿に記入し、登録するものとする。

### 第 9 条（入居希望者の面接調査）

- 1.入居希望者の調査は、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。
- 2.前項の調査は生活状況、家庭状況等について詳細に聴取すると共に、健康診断書（様式 2）の提出を求め、健康状態を把握するものとする。
- 3.前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居を承認する旨を、また、入居を不適当と認めた者に対しては、入居を承認しない旨を本人に通知するものとする。

#### 第 10 条（入居の手続き）

入居を承認された者は、次の書類を施設長に提出しなければならない。

- 1.入居契約書
- 2.身元保証書（様式 3）
- 3.その他、施設長が特に必要と認めた書類。

#### 第 11 条（利用者台帳の整備）

利用者に対しては、入居時の健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況、家庭状況等を利用者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

#### 第 12 条（退居）

利用者は退居しようとするときは、退居届（様式 4）を提出しなければならない。尚、退居時の居室クリーニング代の他に、壁紙補修代、タイルカーペット張替代等の請求が発生した場合は利用者の負担（実費）となります。

#### 第 13 条（死亡）

施設長は、利用者が死亡したときは、身元保証人に連絡する等必要な措置をとるものとする。

#### 第 14 条(入居の取消)

施設長は、利用者が次の各号の 1 つに該当するときは、入居を取り消すことができる。

- 1.不正又はいつわりの手段によって入居の承認を受けたとき。
- 2.正当の理由なく利用料を滞納したとき。
- 3.日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- 4.身体的又は精神的疾患若しくは欠陥のため、施設の生活に著しい支障をあたえる恐れがあると認められたとき。
- 5.前各号のほか、施設での生活が不相当と認められたとき。

#### 第 15 条（居室の変更）

施設長は、利用者が次の各号の 1 つに該当するときは、居室の変更をすることができる。

- 1.2 人居室の利用者が、いずれか一方の死亡等により 1 人となったとき。
- 2.利用者の身体機能の低下等、居室を変更することが適当と認められたとき。
- 3.その他、施設長が必要と認められるとき。

#### 第 16 条（処遇上の基本原則）

利用者の処遇については老人福祉法の理念に基づき、利用者がその心身の状況に応じて快適な日常生活を営むことができるように配慮しなければならない。

#### 第 17 条（相談、助言）

利用者に対しては、親身になって各種相談に応ずるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて行政や在宅福祉サービス等の実施者と十分な連携をとり、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

#### 第 18 条（食事）

- 1.利用者に対して毎日 3 食を給し、老人に適した食事を提供するものとする。  
ただし、予め食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくてもよいこととする。
- 2.食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。

#### 第 19 条（入浴）

- 1.三階浴室の入浴は隔日以上とし、利用者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。
- 2.一階、二階の個人浴室は契約により利用者が常時使用できるよう配慮する。
- 3.原則として、個別の入浴介助は行わないこととする。

#### 第 20 条（生活援助）

- 1.利用者に対する日常生活の援助は、原則として実施しないものとする。
- 2.利用者が入居後において心身の故障等で家事等が独力でできず、又病気等で介護者が必要になった場合には、外部の在宅福祉サービス等が受けられるよう迅速な措置をとることとする。この場合、所要の費用は利用者の個人負担とする。

#### 第 21 条（保健衛生）

- 1.利用者の定期健康診断は、年 1 回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。
- 2.利用者の健康維持に当たっては、特に老人特有の疾病の予防に努めるものとする。
- 3.利用者に対し随時保健衛生知識の普及指導を行うものとする。

### 第 4 章 利用者の規律

#### 第 22 条（利用者の心得）

施設長は、利用者が守るべき「御殿場アドナイ館の約束事」を利用者に配布し、その趣旨を十分周知徹底しなければならない。

### 第 23 条（約束事の遵守）

施設長は、施設の円滑な運営を図るため、利用者が「御殿場アドナイ館約束事」を遵守し、施設の諸行事、事業等に参加協力するよう努力することとする。

特に現金、通帳等の保管は利用者が行い、施設は原則として預り金管理は行わないこととする。

### 第 24 条（外出及び外泊）

利用者は、外出又は外泊しようとするときは、外出届又は外泊届に所要事項を記入し、届け出るものとする。

### 第 25 条（来訪者）

- 1.利用者は、来訪者があったときは、その都度来訪者名簿に記入し届け出るものとする。
- 2.来訪者が自室またはゲストルームに宿泊しようとするときは、必ず施設長の承認を受けなければならない。

### 第 26 条（健康保持）

利用者は、常時自ら健康保持に努めることとし、施設で行う健康診断は正当な理由がない限り拒否してはならないものとする。

### 第 27 条（環境整備）

利用者は、常に居室を清潔に整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外の清掃、除草等の環境整備には積極的に協力することとする。

### 第 28 条（身上変更の届出）

利用者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

### 第 29 条（融和と信頼）

利用者は、相互に親睦と信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動のないように努めるものとする。

### 第 30 条（居室内の工作）

利用者は、施設長の承認を得ずに、居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。

### 第 31 条(承認を必要とする事項)

利用者は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ施設長の承認を得なければならない。

- 1.敷地内に工作をしようとするとき。
- 2.敷地内に自動車等を保有しようとするとき。

#### 第 32 条（動物飼育の禁止）

利用者は、居室または敷地内において小鳥及び小型魚類以外の動物を飼育してはならない。

#### 第 33 条（損害賠償）

利用者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備、及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、又は原状に回復しなければならない。

### 第 5 章 非常災害対策

#### 第 34 条（非常災害対策）

施設長は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、定期的に訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、利用者が常に防災に心掛けるよう指導しなければならない。

#### 第 35 条（火気取締）

施設長は、職員の中より消防法に定める防火管理者を選任しなければならない。

### 第 6 章 夜間の管理体制

#### 第 36 条（隣接施設の協力）

施設長は、利用者等の安全と緊急時に対処するため、併設する関連施設（宿日直員常勤）の協力を得るため、非常放送装置等を連結設置し、常時緊急対応できるよう万全体制を講ずるものとする。

### 第 7 章 雑 則

#### 第 37 条（地域社会の連携）

施設長は、常に地域社会との連携を深め、利用者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

#### 第 38 条（改正）

この規程を改正・廃止しようとするときは、社会福祉法人十字の園理事長の決済を経るものとする。

#### 附 則

この規程は平成 12 年 10 月 1 日より施行する。

#### 附 則

平成 17 年 12 月 1 日より施行する。